

# 協議資料

(3) スポーツ・インテグリティについて

【文化スポーツ部】

# スポーツ・インテグリティの確保に向けた取組について

文化スポーツ部

## 1 スポーツ・インテグリティとは

スポーツ・インテグリティ（Sport Integrity）とは、スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性を指しているが、これらを高めるとともに、暴力・ハラスメントや違法賭博、ドーピング等からアスリートを守る必要性が高まっている。（出典：独立行政法人日本スポーツ振興センターHP）

平成30年5月に発生した日大アメリカンフットボール部の危険タックル問題を契機に、平成30年6月、スポーツ庁長官は「我が国のスポーツ・インテグリティの確保のために」というメッセージを発出し、各競技団体や大学等の関係者等に対し、以下について真摯に取り組むよう求めた。（別紙参照）

- (1) アスリートや指導者に対する教育・研修の強化
- (2) アスリートの相談体制の充実、利活用の促進
- (3) 問題事案に係る公正・迅速な調査と説明責任の履行
- (4) 運動部活動の安全確保に向けた大学の取組の充実

## 2 本県におけるスポーツ・インテグリティ確保に向けた主な取組

### (1) コンプライアンス研修会の開催

各競技団体の統括責任者、強化責任者等を対象として、健全な組織運営の確立に向けた、選手との向き合い方等について研修

#### 令和元年度における研修実績（県実施事業）

	実施月	研修会名（対象者）	参加人数	備考
1	元年5月	岩手県スポーツ特別強化指定校認証式・授与式 （岩手県スポーツ特別強化指定校指導者）	31名	
2	元年11月	トップコーチ活動支援事業全体研修会 （県体育協会指定トップコーチ）	14名	
3	元年11月	第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」研修会 （国体監督等）	107名	外部講師
4	元年11月	八幡平市体育協会スポーツセミナー （スポーツ少年団指導者・選手・保護者）	14名	
5	2年1月	岩手県高等学校体育連盟ボクシング専門部研修会 （高校のボクシング指導者）	14名	
6	2年2月	金ヶ崎町生涯スポーツ事業団研修会 （金ヶ崎町の指導者・総合型地域スポーツクラブ指導者等）	19名	
7	2年2月	岩手県高等学校体育連盟ラグビー専門部研究大会 （高校のラグビー指導者）	29名	

### (2) 選手・保護者等からの相談窓口の設置

県体育協会内に相談窓口を設置し、業務の担当職員が、日本スポーツ協会等主催の研修会に参加し、相談対応のスキルを習得

### (3) 競技団体のインテグリティ推進の取組支援

各競技団体指導者の日本スポーツ協会等主催の研修会への参加経費を支援

(4) 「県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会」調査報告書の周知及びスポーツ・インテグリティ確保の徹底

ア 競技団体ミーティングの開催

- (ア) 日 時 令和2年8月21日(金)～9月18日(金)
- (イ) 場 所 (公財)岩手県体育協会会館
- (ウ) 対 象 県内38競技団体の選手強化担当者・国体監督等 約170名
- (エ) 内 容 選手強化に向けた競技毎のミーティングにおいて、スポーツ・インテグリティの確保に向けた競技団体独自の研修会の開催や、スポーツ少年団も含めた加盟チーム等への周知を依頼

イ 県内競技団体関係者向けの研修会の開催

- (ア) 日 時 令和2年9月25日(金)
- (イ) 場 所 アイーナ804会議室
- (ウ) 対 象 競技団体理事長・事務局長・強化担当者・国体監督等 約200名
- (エ) 内 容 競技団体関係者が一堂に会する研修会において、中央から招いた講師による講義を開催し、スポーツ・インテグリティ確保の意識を醸成

ウ 県内指導者への会報を通じた周知

- (ア) 方 法 岩手県スポーツ指導者協議会会報による周知
- (イ) 時 期 令和2年12月上旬発送予定
- (ウ) 対 象 県内(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者 約2,000名  
※コーチ等競技別指導者、スポーツドクター、クラブマネージャー等
- (エ) 内 容 競技別の指導者、医療関係者、総合型スポーツクラブ関係者にスポーツ・インテグリティ確保の意識を醸成

スポーツ・インテグリティ研修等の実施

研修等の分類 指導者等の分類	競技団体 個別面談	競技団体等 全体研修会	競技団体等 個別研修会	会 報	資格取得	資格更新
	競技団体ミ ーティング	競技団体事 務局・国体 監督研修会	指導者育成 事業	県スポーツ 指導者協議 会会報	公認指導者 資格取得研 修会	公認指導者 資格更新研 修会
国体監督・コーチ	○	○	○	○	○	○
競技団体事務局	○	○	○	—	—	—
競技別指導者	—	—	○	○	○	○
特別強化指定校指導者	—	—	○	—	—	—
スポーツ少年団指導者	—	—	△	—	○	—
障がい者スポーツ指導者	—	—	△	—	○	—
学校部活動の指導者	—	—	△	—	—	—

※ ○：研修を実施しているもの △：団体から要請があった際に実施するもの

## 我が国のスポーツ・インテグリティの確保のために ースポーツ庁長官メッセージー

近時、様々な競技において、ドーピング、パワーハラスメント、暴力行為などの問題事案が相次いで発生している状況は極めてゆゆしき事態です。特に、故意に他のアスリートの生命・身体の安全を脅かすような行為は断じて許されるものではありません。こうした問題の背景・要因については、勝利至上主義、行き過ぎた上意下達や集団主義、科学的合理性の軽視といった、日本のスポーツ界の悪しき体質・旧弊があるという厳しい指摘がなされています。

スポーツは、個人の心身の健全な発達、健康・体力の保持等を目的とする活動であり、国際的な競技力の競争を通じて国民に誇り、夢と感動を与え、さらには、地域・経済の活性化、共生社会や健康長寿社会の実現、国際理解の促進など幅広く社会に貢献する営みです。また、学校体育は、心身の陶冶、人格形成に資する教育的な意義をもつものです。スポーツがこれらの意義・役割を果たしていく上では、スポーツに対する国民の皆様の積極的な理解と力強い支持が不可欠です。様々な問題事案は、スポーツの価値を損ね、その振興を図る前提を崩すものです。

日本で開催される2019年のラグビーワールドカップ、2020年のオリンピック・パラリンピックは間近に迫っています。今こそ改めて、スポーツ界全体を挙げ、旧弊を取り除き、スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高めていかなければなりません。

こうした危機感に立ちつつ、スポーツに携わる関係各方面、とりわけ各競技団体や大学等の関係者に対し、次の点についての真摯な取組を強くお願いします。

### 1 アスリートや指導者に対する教育・研修の強化

あらゆる機会・場を通じて、アスリートや指導者に対し、暴力等の根絶を始め、守るべきルールや倫理に関する理解を深めさせ、フェアプレイによってスポーツの価値を高める責務を認識させること。その際、指導者については、「グッドコーチ」たる資質能力の向上を図ること。

### 2 アスリートの相談体制の充実、利活用の促進

各団体においては、アスリートからの相談窓口等の整備やスポーツ仲裁自動応諾条項の採択に努めるとともに、関係機関の相談窓口等を含め、所属するアスリートへの周知を図ること。また、当該窓口の運用に当たっては、プライバシーの保護に留意するとともに、相談者や正当な対応をした者等に不利益な取扱いが及ばないよう十分配慮すること。

### 3 問題事案に係る公正・迅速な調査と説明責任の履行

問題事案を把握した場合は、公正・迅速な事実関係の究明、再発防止策の立案・実行にあたり、必要に応じて関係者への厳正な対応をとること。特に、重大な事案については、外部人材を交えた調査委員会の設置等により公正性を確保し、社会的な説明責任を果たすこと。

### 4 運動部活動の安全確保に向けた大学の取組の充実

大学にあっては、運動部活動<sup>\*</sup>について、学生を規律する包括的な管理・教育権限の範囲内において、安全確保等に係る応分の責任があることを認識した上で、ガバナンスを発揮し、上記1～3を踏まえた適切な対応をとること。また、大学の実状に応じて、適切な組織体制を整備すること（例えば、運動部活動への関与の在り方の見直し、スポーツ・アドミニストレータ

一の配置、スポーツ分野を統括する部局の設置等)。

※ 部活動は、学校の教育活動の一環として行われる課外活動として位置付けられる。

スポーツ庁においては、これらの取組を積極的に支援するため、大学スポーツに係る競技横断的統括組織の創設（準備委員会の発足は7月目途）、公正性を担保する調査の在り方の検討を始め、様々な施策を全力で推進していく決意です。

平成30年6月15日

スポーツ庁長官

鈴木大地